

中核市移行へ向けて取り組んでいます

よりきめ細かいサービスが可能に



本市は、平成二十一年度の中核市移行に向けて、四月から中核市推進室と保健所準備室を新設。具体的な事務に取り組み始めました。県から移譲される多くの事務について全庁体制で調整し、協議を進めていきます。そこで、移行までの間、市民の皆さんへ中核市についての概要などをお知らせします。また、本市ホームページにも中核市コーナーを開設。ぜひ、ご覧ください。

問い合わせは中核市推進室 ☎ 890-6526 へ。

独自のまちづくりを展開

中核市とは、地方分権を推進するために設けられた地方都市制度の一つ。より良いまちづくりを実現するためのさまざまな事務を独自にできるようになります。本市は平成十三年四月一日に「特例市」

となりましたが、市民の皆さんの日常生活により身近に必要な施策を行い、特色ある前橋市となるために、「中核市」を目指します。なお、六月一日現在、中核市は三十六市表1のとおり）あります。

市町村合併で要件満たす

中核市になるための要件は、人口が三十万人以上であること、面積が百平方キロ以上であることの二つです。本市は、平成十六年十二月五日に大胡

町、宮城村、粕川村の三町村と合併し、人口が三十二万人を超え、面積も二四一・二二平方キロで、いずれの要件も満たしています。

保健所設置など権限拡大

中核市になると、表2のとおり、それまで県が行っていた数多くの事務が移譲され、市が独自に行うことができます。代表的な例が保健所の設置。従来、市が行ってきた保健予防業務に加え、環境衛生、

食品衛生など保健所の専門的機能を連携させ、地域保健衛生に関する事務が一元化できます。なお、政令指定都市、中核市、特例市のそれぞれの都市が行うことができる事務の比較は表3のとおりです。

市民ニーズ反映した行政

中核市になると、法律や条例などに基づく多くの権限が県から移譲され、市が自主的な判断と責任で、より市民の皆さんのニーズを反映した行政サービスを提供できるようになります。メリットの具体例は次のとおり。なお、移譲される法定事務に必要な経費は、地方交付税として国から交付されます。

● **行政サービスの効率化**
各種の許認可に関する事務処理時間が短縮され、利便性が向上する。

● **きめ細かな行政サービスの提供**
産業廃棄物の不法投棄や健康被害の予防・対応などに迅速な対応ができる。

● **独自のまちづくりを展開**
都市計画に関する事務の移譲で、地域実情に合った独自のまちづくりを実現できる。

● **市全体の活性化**
市としての社会的地位が向上し、活性化や経済振興につながる波及効果が期待できる。

北海道	函館市 旭川市 秋田市 郡山市 いわき市
秋田県	宇都宮市 川越市 船橋市 横須賀市 相模原市
福島県	新潟市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 浜松市 豊橋市 岡崎市 豊田市 高槻市 東大阪市 姫路市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 下関市 高松市 高知市 長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市
栃木県	
埼玉県	
千葉県	
神奈川県	
新潟県	
富山県	
石川県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
岡山県	
広島県	
山口県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	

①民生関係 身体障害者手帳の交付 民間福祉施設の設置認可、監督 母子・寡婦福祉資金の貸し付け
②保健衛生関係 保健所の設置 飲食店営業などの許可、食中毒患者などの報告 旅館や公衆浴場の営業許可、立ち入り検査など
③環境関係 産業廃棄物処理業の新規・更新の許可、指導監督 ばい煙発生施設設置の届け出受理
④都市計画、建設関係 緑地保全計画の策定 住宅供給計画の認定、通知など
⑤文教関係 重要文化財の現状変更の許可など

◆政令指定都市(人口50万人以上で一定の行財政能力を持つ)
・児童相談所の設置 ・都道府県道、産廃施設などに関する都市計画決定 ・指定区間以外の国道管理など
◆中核市(人口30万人以上)
表2のとおり
◆特例市(人口20万人以上)
・市街化区域、市街化調整区域内の開発行為の許可 ・土地区画整理事業の施行地区内における建築などの許可 ・騒音を規制する地域の指定、規制基準の制定 ・計量法に基づく勧告、定期検査など

保健所設置懇話会の委員募集

基本構想にあなたの意見を

市立保健所の基本構想について、広く皆さんの意見を聴くため、市民委員を募集します。

期間 7月～12月 対象 18歳以上
6月16日(金)までに郵送または直接、応募の動機や保健衛生

施策についての考えを四百字程度の文章にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を明記し、〒371-0014 前橋市朝日町三丁目三六一一七・前橋保健センター「保健所準備室」(☎223-8846)へ